(令和 6年8月1日)

介護老人保健施設快老苑金ケ崎介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人若葉会が開設する介護老人保健施設快老苑金ケ崎(以下「当施設」という。) が実施する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び 管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法 及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復 を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができる よう在宅ケアの支援に努める。
 - 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止策等のため、必要な体制の整備を行う とともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
 - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、介護予防支援事業者、 その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が 地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」 過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上 必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を 得て実施するよう努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則 り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかか る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じ て利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

- 第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。
 - (1) 施設名 介護老人保健施設 快老苑金ケ崎
 - (2) 開設年月日 平成 10 年 9 月 16 日
 - (3) 所在地 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根鑓水 103番地1
 - (4) 電話番号 0197 44 2475 FAX 番号 0197 44 5215
 - (5) 管理者名 施設長 菅 原 敏
 - (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0352580013 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定める ところによる。 (1) 管理者 1 人 (2)医師 1 人 (3) 看護職員 10 人 (4) 介護職員 33 人 (兼務2) 3 人 (兼務 1) (5) 支援相談員 (6) 理学療法士・作業療法士 • 理学療法士 2 人 • 作業療法士 2 人 (7) 栄養士 • 管理栄養士 2 人 2 人 (兼務 1) (8) 介護支援専門員 (9) 事務員 3 人 (10) その他 6 人

(従業者の職務内容)

- 第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
 - (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、 利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
 - (4) 介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行うほか、看護職員指導の下に、平成 17 年 7 月厚生労働省医政局長通知に基づく業務を行う。
 - (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
 - (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
 - (7) 管理栄養士及び栄養士は、医師の指示に基づき、看護・介護職員と共同して利用者 の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
 - (8) 介護支援専門員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
 - (9) 事務員は、建物・設備の管理、人事・予算、庶務、会計・経理、職員の福利厚生、 介護報酬請求事務、関係機関との連絡調整を行う。
 - (10) その他職員は、衣類等の洗濯業務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。
 - (1) 祝祭日、年末・年始 (12月30日から1月3日まで)を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
 - (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、当該日の通所リハビリテーションの 定員数より実利用者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

- 第9条 介護予防通所リハビリテーションは、介護予防に資するよう、医師、理学療法士、作業療法士・言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。
 - 2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
 - 3 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
 - 4 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

各種加算の算定

- 運動器の機能向上加算
- 栄養改善加算
- 口腔機能向上加算
- 事業所評価加算
- ・ サービス提供体制強化加算

(利用者負担の額)

- 第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。
 - (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2) 利用料として、食費、特別な食事の費用、日常生活費、教養娯楽費、行事費、その 他の費用等利用料おむつ代を、別紙記載の料金により支払いを受ける。

(事業の実施区域)

第11条 送迎の実施区域は、金ケ崎町を優先ざせるものとする。

(身体の拘束等)

第 12 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第13条 施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第 14 条 介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
 - ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
 - 喫煙は所定の場所で行う。
 - 火気の取扱いは禁止する。
 - ・ 設備・備品の利用は、職員に申し出て行う。
 - 所持品・備品等の持ち込みは、必要に応じて行うものとし記名を行う。
 - 多額の現金・貴重品は、所持しないものとする。

- 介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は出来ない。
- 宗教活動は、行わないものとする。
- 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

- 第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
 - (1) 防火管理者には、理事長が指名したものを充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるためその任務の遂 行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ……年2回以上 (うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底…………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故 発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備す る。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置 を行う。

(職員の服務規律)

- 第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
 - (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 19 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人若葉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第21条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な 管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適 正に行う。
 - 2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、 正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことが ないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求め るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
 - 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対 応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 3 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人若葉会の役員会において定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成10年9月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成15年6月1日より改正施行する。
- 3 この規程は、平成 17年 10月1日より改正施行する。
- 4 この規程は、平成18年4月1日より改正施行する。
- 5 この規程は、平成 18年 10月1日より改正施行する。
- 6 この規程は、平成19年5月1日より改正施行する。
- 7 この規程は、平成21年4月1日より改正施行する。
- 8 この規程は、平成23年4月1日より改正施行する。
- 9 この規程は、平成 24 年 1 月 1 日より改正施行する。 10 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 11 この規程は、平成24年5月1日より改正施行する。
- 12 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より改正施行する。 13 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 14 この規程は、平成27年4月1日より改正施行する。
- 15 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 16 この規程は、平成28年10月1日より改正施行する。
- 17 この規程は、平成29年4月1日より改正施行する。
- 18 この規程は、平成30年4月1日より改正施行する。
- 19 この規程は、令和元年10月1日より改正施行する。
- 20 この規程は、令和3年4月1日より改正施行する。
- 21 この規程は、令和4年10月1日より改正施行する。
- 22 この規程は、令和6年4月1日より改正施行する。
- 23 この規程は、令和6年6月1日より改正施行する。
- 24 この規程は、令和6年8月1日より理事長交代による。

別紙

介護予防通所リハビリテーション利用料金表

(令和 6年 8月 1日現在)

- (1) 基本料金
 - ① 施設利用料(要介護認定による要支援の状態によって利用料が異なります。以下は 1月当たりの自己負担分です)
 - 要支援 1

2,268円

要支援 2

4,228円

- ② 運動器機能向上加算 1月につき 225 円
- ③ サービス提供体制強化加算

・要支援1 1月につき 88円

・要支援2 1月につき 176円

- 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 6月に1回に限度 20円 4 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 6月に1回に限度 5円
- (5) 栄養改善加算

1月につき 200円

- 介護職員処遇改善加算(I):サービス利用の合計金額に8.6%乗じた金額が 加算されます。
- ⑦ 一体的サービス提供加算

480円

- ⑧ 化学的介護推進加算
- (I) 1月につき

40円

- (2) その他の料金
 - ① 食 費

昼食 750 円

- ※ 原則として食堂でおとりいただきます。なお、介護予防通所リハビリテーショ ン利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。
- ① その他(利用者の選定する特別な食事の費用、レクレーション費、作業材料費、 おむつ代等)は、実費負担となります。